

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和6年8月5日

月曜日

第5264号

## 目次

### 告示

○保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示	3
○指定納付受託者の指定	4
<b>監査委員公告</b>	
○監査の結果の公表	5

## 告示

### 富山県告示第333号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年8月5日

富山県知事 新田 八朗

#### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町赤石字火尾7の1、7の2、16の1、16の2、字寒谷9、21、26、字登尾1の6、八尾町布谷字寒谷55

#### 2 所在が不分明である通知の相手方

嘉藤三朗、左近俊夫、池田博成、池本久義、宮本祥示、副島俊信、青山登、小林国一、藤井浄、井波数信、野口信二、邑田一信、井波清太郎

### 3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和6年6月20日農林水産省告示第1236号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和5年12月13日富山県告示第438号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

### 4 森林法第189条による掲示

令和6年7月9日から富山市役所に掲示した。

## 富山県告示第334号

保安林の指定施業要件の変更に係る森林法第189条の規定による告示  
及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更した次の森林について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年8月5日

富山県知事 新 田 八 朗

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町布谷字寒谷55

### 2 所在が不分明である通知の相手方

沢田つた

### 3 通知の内容

1の森林について、農林水産大臣から令和6年6月20日農林水産省告示第1236号により保安林の指定施業要件を変更した通知があったので、令和5年12月13日富山県告示第438号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する。

### 4 森林法第189条による掲示

令和6年7月18日から富山市役所に掲示した。

**富山県告示第335号**

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による  
告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年8月5日

富山県知事 新 田 八 朗

**1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所**

富山県富山市八尾町田頭字下出シ谷4の2、4の4、4の8、4の9、4の11から4の13まで、4の19、4の20、6の16、6の17、八尾町桐谷字橋子田31の3、1195の2、1195の3、1197の3から1197の6まで、1197の8

**2 所在が不分明である通知の相手方**

吉田久信、吉田信義、大谷憲正、大谷滋治、尾定園江

**3 通知の内容**

1の森林について、令和5年2月16日富山県告示第61号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

**4 森林法第 189条による掲示**

令和6年7月23日から富山市役所に掲示した。

**富山県告示第336号**

保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林法第 189条の規定による  
告示及び掲示について

保安林の指定施業要件を変更する予定である次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を富山市役所に掲示するとともに、その要旨及び掲示した旨を告示する。

令和6年8月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

富山県富山市八尾町高野字大開40の1、40の6、字岩棚42の4、42の5、八尾町坂ノ下字道畑山14の6、18、19の2、19の4、23、24、35、36、38、39、49、50、54、55、73、74、82

2 所在が不分明である通知の相手方

井上久一、坂口光弘、山村綱次郎、清水はる子、青山武、津田利雄

3 通知の内容

1の森林について、令和6年2月16日富山県告示第62号で告示したとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

4 森林法第189条による掲示

令和6年7月23日から富山市役所に掲示した。

## 富山県告示第337号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和6年8月5日

富山県知事 新 田 八 朗

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

東京都江東区豊洲三丁目3番3号

株式会社NTTデータ

2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等

マイナポータルを經由する旅券発給申請に係るクレジットカードを利用して納付する富山県の旅券発給手数料の納付

3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間

令和6年8月5日から令和7年3月31日まで

4 指定納付受託者を指定した日

令和6年8月5日

公 告

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和6年6月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年8月5日

富山県監査委員 山 崎 宗 良
富山県監査委員 亀 山 彰
富山県監査委員 田 中 篤 人
富山県監査委員 高 橋 正 樹

Table with 3 columns: Section, Location, and Date. Rows include 1 監査対象箇所 (Industrial/Trade, Civil Engineering, Education) and 2 監査対象年度 (Heisei 4 and 5).

2 監査対象年度

令和4年度及び令和5年度

### 3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

#### <<注意事項>>

ア 契約内容を変更する手続きが適切に行われていないものがあった。